

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会定款

(2019年11月27日一部改訂)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は埼玉県内において労働者のための福祉活動を推進し、労働者の生活の安定・安心及び社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を埼玉県内において行う。

- (1) 共生の地域社会づくりを推進する事業
- (2) 勤労者の福祉向上を目的とする事業
- (3) 労働団体や労働者福祉事業団体による労働者福祉活動の推進、及びその連絡調整に関する事業
- (4) 社会保障及び労働福祉についての調査、研究及び啓発に関する事業
- (5) 県民の生活福祉及び労働者福祉施策等に関する政策・制度要請に関する事業
- (6) 労働者の教育に関する事業
- (7) 文化及び芸術の振興に関する事業
- (8) 外国諸団体と友好親善を深めるための国際交流に関する事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(社員)

第5条 この法人の社員は、第3条に定める目的及び第4条の事業に賛同する、埼玉県内に事務所を有する団体であって、次項の規定によりこの法人の社員となった団体をもって構成する。

2. この法人の社員になろうとする団体は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、社員総会で別に定める額を支払う義務を負う。

2. この法人は、理事会の決議により社員に対して分担金の支払いを求めることができる。
3. 退社し、又は除名された社員が既に納入した経費の負担金、その他の金品は返還しない。

(任意退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を理事会に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によってその社員を除名することができる。

- (1) この定款とその他規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき

2. 前項の規定により社員を除名しようとするときは、その社員に1週間前までに通知するとともに、当該社員に除名の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 当該社員が解散したとき
- (3) 第6条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任又は解任に関する事項
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準
- (4) 定款の変更に関する事項
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに附属明細書の承認に関する事項
- (6) その他、理事会が必要とした付議事項
- (7) 解散及び残余財産の処分に関する事項
- (8) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年5月に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対して社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集)

第13条 社員総会は、理事会がこれを決し理事長が招集する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 各社員は1個の議決権を有する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上によって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他、法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案の決議は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議)

第17条 社員総会に出席できない社員には、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における第16条の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長並びに出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び職員

(役員の設定等)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上22名以内

(2) 監事 3名以内

2. 理事の中から「理事長(1名)、副理事長(3名以内)、専務理事(1名)」の役員を選任する。

3. 理事長をもって一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会の法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4. 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事務局)

第26条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3. 事務局長その他の職員は、理事会の決議を得て理事長が任免する。

4. 事務局長その他の職員の事務局分掌、給与等については、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに、理事長及び副理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項で承認された収支予算は、社員総会に報告しなければならない。

3. 第1項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、この法人の主たる事務所に備え置くこととする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長及び副理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号の書類については内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、次の書類をこの法人の主たる事務所に5年間備え置くとともに、この法人の主たる事務所に定款及び社員名簿を備え置くこととする。

(1) 監査報告

(会計)

第35条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(剰余金分配の禁止)

第36条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決をもって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

2. この法人を清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に寄贈するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

(定款の施行)

1. この法人の定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(移行初年度の代表理事)

2. この法人の最初の代表理事は宮本重雄と吉沢邦雄とする。

(移行初年度の事業年度)

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(追記)

2017年12月15日に開催した臨時社員総会において、「理事長を代表理事とする」変更を行った。

2019年11月27日に開催した臨時社員総会において、「理事の定数(第19条)」に関する改訂を行った。